

## 北広島町ネーミングライツ事業基本方針

### 第1 趣旨

この基本方針は、北広島町（以下「町」という。）が所有する施設等（以下「町有施設」という。）に愛称を付ける権利（これに付帯する諸権利等を含む。以下「ネーミングライツ」という。）の付与について、町の基本的な考え方を定めたものである。

### 第2 ネーミングライツ事業の概要

#### (1) 定義

ネーミングライツ事業とは、町が民間事業者等にネーミングライツを付与する代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得る事業をいう。

#### (2) 目的

民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、町有施設を活用した新たな財源を確保する。

#### (3) 効果

##### ア 町側

- ① 町有施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながる。
- ② 財源の活用により、町民や町有施設利用者へのサービスの向上が期待できる。

##### イ ネーミングライツパートナー側

- ① 企業名や商品名の広告効果やイメージアップ効果が期待できる。
- ② 地域貢献をPRできる。

### 第3 導入する町有施設

幅広く、広告効果等が期待できる町有施設を対象に、設置目的、規模及び利用状況等を踏まえた上で、導入する町有施設を決定する。なお、庁舎、学校、診療所等施設の性格上愛称を付することが適当でないと判断される施設は対象としない。

### 第4 ネーミングライツパートナーの資格要件

- (1) ネーミングライツパートナーとして相応の資力及び信用を備えた法人であること。
- (2) 北広島町広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第4条に該当しないこと。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれでもないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である。

イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している。

ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。

エ アないしウのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。

オ 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある。

なお、これら以外の事項についても、ネーミングライツの導入を決定した町有施設（以下「導入施設」という。）の特性に応じ、導入施設ごとに定めることができる。

## 第5 ネーミングライツを付与する期間

ネーミングライツを付与する期間は、原則として3年以上とする。

## 第6 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、導入施設ごとに、他自治体の類似施設の事例等を総合的に検討し設定した希望価格以上とする。ただし、税別で年額30万円以上とする。

## 第7 愛称の条件

- (1) 親しみやすさや呼びやすさがあり、町民等の理解が得られる愛称であること。
- (2) 北広島町広告掲載要綱（以下「掲載要綱」という。）及び掲載基準を遵守した愛称であること。
- (3) 導入施設の特性に応じ、導入施設の所在地又は導入施設に関係するキーワードを含める等の条件を設定できるものとする。
- (4) 商標権及び著作権等権利関係の問題が生じない愛称であること。
- (5) 既に公募等により愛称を付している町有施設にネーミングライツを導入する場合は、その愛称を活かすことを条件として設定できるものとする。
- (6) ネーミングライツパートナーが法人名等を変更する場合等、愛称の変更に当たり相当の理由があると認められる場合を除き、町民の導入施設利用に係る混乱を避けるため、愛称は使用期間中変更できないものとする。

## 第8 費用負担

ネーミングライツ導入に伴う導入施設内外の看板の表示変更等に係る費用はネーミングライツパートナーが負担し、町が発行している印刷物やホームページ等の表示変更に係る費用は町が負担する。指定管理者が作成する印刷物、ホームページの表示変更などに係る費用が新たに生じる場合には、ネーミングライツパートナーの負担とする。

なお、原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが負担する。

## 第9 ネーミングライツパートナーの募集

### (1) 募集方法

ネーミングライツパートナーは、原則として公募するものとし、導入施設ごとに、必要な条件等を定めた募集要領を作成し募集するものとする。

### (2) 提案書の提出

ネーミングライツパートナーを希望する者は、(1)の募集要領に従い、愛称、愛称の表示の計画案、ネーミングライツ料等を記した提案書を町に提出するものとする。

## 第10 ネーミングライツパートナーの選定

### (1) 優先交渉権者の選定

ネーミングライツパートナーの選定にあたっては、導入施設ごとに掲載要綱第10条の規定に基づく審査会を設置し、次の審査項目について審査基準を定め、審査基準に基づき審査

を行い優先交渉権者の選定を行う。

ア 愛称案及び愛称の表示計画案

イ ネーミングライツ料

ウ 経営の安定性

エ 地域貢献等

オ その他審査において必要な事項

## (2) 優先交渉権者との協議

町と優先交渉権者は、優先交渉権者が提出した提案書に基づき、仕様等について協議し、仕様について合意する。

なお、協議の過程において、優先交渉権者と合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を打ち切り、ネーミングライツの導入を中止する。

## (3) 契約の締結

協議により合意した内容を踏まえて作成した仕様書に基づき、随意契約の方法により契約を締結し、ネーミングライツパートナーを決定する。

## 第11 ネーミングライツパートナー及び愛称の公表

ネーミングライツパートナーの法人名、愛称、ネーミングライツ料及び契約期間等を町のホームページで公表し、様々な媒体を活用して愛称を町民等に周知する。

## 第12 リスク負担

ネーミングライツパートナーの施工に起因する看板の落下等により第三者に損害を生じさせた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の賠償責任は、ネーミングライツパートナーが負うものとする。

その他のリスクの負担については、町とネーミングライツパートナーが協議して決定する。

## 第13 契約の更新

ネーミングライツパートナーが契約の更新を希望するときは、町が公平性や競争性を考慮し適当と認める場合に、原則として当初の条件を変更しないことを前提として、契約の更新ができるものとする。

## 第14 契約の解除

ネーミングライツパートナーが、応募資格を満たさなくなったとき又は施設のイメージが損なわれるような信用失墜行為等を行ったときは、町は契約を解除できる。

### 附 則

この方針は、令和3年12月1日から施行し、同日以降において募集を開始するものから適用する。